主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告人の上告理由について。

現況宅地である土地は、不動産登記簿上の地目が農地になつていても、農地法二条(旧農地調整法二条)にいう農地に該当しないことはいうまでもない。原判決は、本件土地は、現況宅地であると認定したものであるから、原判決に所論の違法はない。論旨は採用できない。

よつて、民訴法四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	柏	原	語	六
裁判官	五鬼	. 上	堅	磐
裁判官	横	田	正	俊
裁判官	田	中	=	郎
裁判官	下	村	Ξ	郎